

追加募集

農業者の“農産所得の向上”を支援します。



「園芸等生産向上推進事業」追加募集中！

町内における露地・施設園芸等による所得拡大を目指し、露地・施設園芸等での農産所得の向上を図る取り組みを支援する「園芸等生産向上推進事業」について、追加募集を実施します。

水稻に加えて露地・施設園芸等に取り組む方等、今年度も農産所得向上に取り組む皆さんを支援します！ 多くの皆さんより事業の積極的な活用をお願いします。

なお、審査の結果、対象外になる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

●補助内容

支援項目	補助対象経費	補助率	支援要件
①園芸用ハウス整備支援	園芸用ハウス整備に係る経費及び整備に係る資材費	1／2以内 上限50万円	・通年又はそれに近い形で施設園芸等に取り組むものであること。 ・設置面積50坪以上であること。 ・設置後3年間、毎年栽培形態や収支状況等の報告を行うこと。
②作土深機械導入支援	作土深機械の導入に係る経費	1／2以内 上限25万円	・償却残存期間が3年以上ある場合に限り、中古機械の導入も可とする。
③機械設備導入支援 (②非該当項目)	作土深機械以外の機械・設備の導入に係る経費	3／10以内 上限50万円	・「③機械設備導入支援」は、草刈機械及び汎用性の高い機械を除く。
④販路開拓支援	販売経路の開拓を目的とした活動に必要な経費 (交通費、宿泊費、消耗品費、会場借上料等)	1／2以内 上限20万円	・5名以上の団体であること。 ・販路開拓計画書、販路開拓先との交渉記録等を提出すること。 ・単なる物販を目的とする取り組みは対象外とする。

※単なる機械の更新は、対象となりません。

●募集締め切り

令和8年9月30日(水)

※事務処理上の都合により、上記締切日前に募集を締め切らせていただく場合がありますのでご了承ください。



＜申込み・問合せ先＞

三川町役場 産業振興課 農政係 35-7018 (直通)